

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
 - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しきずを残さないようすること。
 - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 計量法第1条の目的及び同法第2条の定義等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 「特定計量器」とは、取引又は証明における計量に使用される全ての計量器のことをいう。
- 2 「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
- 3 計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
- 4 計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。
- 5 「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

問2 計量法第2条に規定する取引の定義に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

「取引」とは、（ア）であると（イ）であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする（ウ）上の行為をいう。

- | | (ア) | (イ) | (ウ) |
|---|-----|-----|-----|
| 1 | 直接 | 間接 | 業務 |
| 2 | 有償 | 無償 | 業務 |
| 3 | 直接 | 間接 | 法律 |
| 4 | 有償 | 無償 | 法律 |
| 5 | 有償 | 無償 | 慣習 |

問3 国際単位系に係る計量単位として計量法第3条に規定され、同法別表第1に掲げられている物象の状態の量と計量単位との組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(計量単位)
1	体積	立方メートル リットル
2	回転速度	毎秒 每分 毎時
3	動粘度	平方メートル毎秒
4	起電力	ワット
5	光束	ルーメン

問4 計量法第7条に規定する計量単位に関する次の記述の（ア）及び（イ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第7条 第3条から前条までに規定する計量単位の（ア）であって、計量単位の（ア）による表記において（イ）となるべきものは、経済産業省令で定める。

（ア） （イ）

- | | |
|------|----|
| 1 略字 | 基準 |
| 2 記号 | 標準 |
| 3 略字 | 規格 |
| 4 記号 | 基準 |
| 5 略字 | 標準 |

問5 次に示す商品のうち、計量法第13条第1項の政令で定める特定商品（密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品）に該当しないものを一つ選べ。

- 1 精米
- 2 小麦粉
- 3 生鮮の野菜
- 4 しょうゆ
- 5 液化石油ガス

問6 計量法第15条に規定する特定商品に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第15条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第12条第1項若しくは第2項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第13条第1項若しくは第2項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第1項若しくは第2項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を（ア）する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを（イ）することができる。

- 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による（イ）をした場合において、その（イ）を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項若しくは第2項の規定を遵守していないため第1項の規定による（イ）を受けた者が、正当な理由がなくてその（イ）に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その（イ）に係る措置をとるべきことを（ウ）ことができる。

（ア） （イ） （ウ）

- | | | | |
|---|----|----|------|
| 1 | 販売 | 勧告 | 警告する |
| 2 | 計量 | 指示 | 命ずる |
| 3 | 計量 | 勧告 | 指示する |
| 4 | 購入 | 命令 | 警告する |
| 5 | 購入 | 勧告 | 命ずる |

問7 計量器等の使用に係る計量法の規定に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う検定を受け、これに合格したものとして計量法第72条第1項の検定証印が付されている特定計量器でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。
- 2 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であって政令で定めるもの（車両等装置用計量器）は、都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関が行う装置検査を受け、これに合格したものとして計量法第75条第2項の装置検査証印（有効期間を経過していないものに限る。）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。
- 3 計量法第72条第2項の政令で定める特定計量器（検定証印の有効期間のある特定計量器）について、同条第1項の検定証印が付されているものであって、検定証印の有効期間を経過したものは、定期検査に合格したものとして同法第24条に定める定期検査済証印が付された場合に限り、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用することができる。
- 4 特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない特定計量器であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。
- 5 計量法第72条第2項の政令で定める特定計量器（検定証印の有効期間のある特定計量器）で同条第1項の検定証印が付されているものを修理した場合は、経済産業省令で定める修理済表示を届出修理事業者により付された場合に限り、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用することができる。

問8 定期検査に関する次のア～エの記述のうち、誤っているものの組合せを一つ選べ。

- ア 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに計量法第20条第1項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあっては、その指定定期検査機関の名称をその期日の1月前までに公示するものとする。
- イ 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、都道府県知事又は特定市町村の長が公示した実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器は、定期検査を受けることを免除される。
- ウ 定期検査に代わる計量士による検査をした計量士は、その特定計量器が定期検査の合格条件に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に経済産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。
- エ 定期検査は、該当する全ての特定計量器ごとに2年に1回（度）、区域ごとに行う。

- 1 ア、イ
- 2 ア、エ
- 3 イ、ウ
- 4 イ、エ
- 5 ウ、エ

問9 指定定期検査機関が実施する定期検査の方法に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、（ア）で定める（イ）を用い、かつ、（ア）で定める条件に適合する（ウ）に定期検査を実施させなければならない。

- | | (ア) | (イ) | (ウ) |
|---|--------|-----------|-----------|
| 1 | 政令 | 器具、機械又は装置 | 品質管理推進責任者 |
| 2 | 政令 | 特定標準器 | 品質管理推進責任者 |
| 3 | 経済産業省令 | 特定標準器 | 知識経験を有する者 |
| 4 | 政令 | 特定標準器 | 知識経験を有する者 |
| 5 | 経済産業省令 | 器具、機械又は装置 | 知識経験を有する者 |

問10 特定計量器の製造、修理及び販売に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検定を行わなければならない。
- 2 販売（輸出のための販売を除く。）の事業の届出が必要となる特定計量器は、非自動はかり、自動はかり、分銅及びおもりである。
- 3 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 5 経済産業大臣は、政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（以下「販売事業者」という。）が経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。

問11 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）が、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならないものとして計量法第40条第1項に規定されている事項に該当しないものを、次の中から一つ選べ。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業の区分
- 3 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地
- 4 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数
- 5 品質管理の方法に関する事項

問12 定期検査及び検定に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第19条第1項（定期検査）の政令で定める特定計量器の一つとして、自動はかり、がある。
- 2 特定計量器について計量法第16条第1項第2号イの検定を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。
- 3 検定を行った特定計量器の合格条件の一つとして、その構造（性能及び材料の性質を含む。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること、がある。
- 4 検定に合格しなかった特定計量器に検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているときは、その検定証印等を除去する。
- 5 ガラス製体温計、抵抗体温計及びアネロイド型血圧計の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

問13 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 承認製造事業者とは、国内にある届出製造事業者であって、その製造する特定計量器の型式について承認を受けた者ことを指す。
- 2 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の承認を受けることができる。
- 3 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地に変更があるときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣、日本電気計器検定所又は当該特定計量器の検定を行う指定検定機関に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、承認外国製造事業者がその承認に係る型式に属する特定計量器を製造する際、当該特定計量器が製造技術基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その製造する特定計量器が製造技術基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 型式の承認は、承認製造事業者若しくは承認外国製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したとき以外には、その効力を失うことはない。

問14 指定製造事業者に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに行う。
- 2 指定製造事業者の指定は、政令で定める期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 経済産業大臣は、指定製造事業者の指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 4 指定製造事業者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者は、再び指定を受けることができない。
- 5 計量法第96条第1項の規定に基づき、指定製造事業者が、製造した特定計量器に付することができる表示は、基準適合証印である。

問15 基準器検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 基準器検査は、申請により、希望すれば誰でも受けることができる。
- 2 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類にかかわらず、5年である。
- 3 基準器は、経済産業省令で定められた者以外に譲渡することはできない。
- 4 基準器検査の合格条件は、基準器検査を行った計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める基準に適合することである。
- 5 基準器の所有者は、基準器を他人に貸し渡すときは、基準器検査成績書とともに貸し渡してはならない。

問16 計量法第107条の計量証明の事業の登録に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 地方公共団体は、計量証明の事業の登録を要しない。
- 2 国立研究開発法人国立環境研究所は、計量証明の事業の登録を要しない。
- 3 計量法施行令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として計量証明の事業を行う場合は、計量証明の事業の登録を要しない。
- 4 船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明の事業を行う場合は、計量証明の事業の登録を要しない。
- 5 計量証明の事業の登録の対象となる物象の状態の量の一つとして、温度、がある。

問17 計量証明検査及び指定計量証明検査機関に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器であって、特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、経済産業省令で定める方法により検査を行い、その計量証明事業者がその事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、計量証明検査を受けることを要しない。
- 2 皮革面積計の計量法第116条第1項の政令で定める計量証明検査を受けるべき期間は、2年である。
- 3 騒音計の計量法第116条第1項第1号の政令で定める計量証明検査を受けることを要しない期間は、3年である。
- 4 指定計量証明検査機関は、計量証明検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 指定計量証明検査機関は、検査業務に関する規程を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。

問18 特定計量証明事業について経済産業大臣が行うことと定められている事項に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業者の認定及びその旨の公示
- 2 認定特定計量証明事業者において、認定を受けた事業の計量管理を行う者として届け出た計量士が計量法又は同法に基づく命令の規定に違反したときの解任命令
- 3 認定特定計量証明事業者が不正の手段により計量法第121条の2の認定を受けたときの認定の取消し及びその旨の公示
- 4 認定特定計量証明事業者が計量法第121条の2各号のいずれかに適合しなくなったときの認定の取消し及びその旨の公示
- 5 計量法第121条の2の特定計量証明認定機関の指定及びその旨の公示

問19 特定計量証明事業の認定に関する計量法第121条の2第1号から第3号の規定として、次のア～ウのうち、正しいものの組合せを一つ選べ。

- ア 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。
- イ 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。
- ウ 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

- 1 イ
- 2 ア、イ
- 3 ア、ウ
- 4 イ、ウ
- 5 ア、イ、ウ

問20 計量法第122条に規定する計量士の登録に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第122条 経済産業大臣は、計量器の検査その他の（ア）を適確に行うために必要な（イ）を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当する者は、経済産業省令で定める計量士の区分（以下単に「計量士の区分」という。）ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める（ウ）その他の条件に適合する者

	(ア)	(イ)	(ウ)
1 計量管理	学識経験	実務の経験	
2 品質管理	知識経験	学識経験	
3 計量管理	知識経験	実務の経験	
4 品質管理	実務の経験	知識経験	
5 正確な計量	知識経験	実務の経験	

問21 計量士に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量士国家試験に合格した者は、自動的に計量士の名称を用いることができる。
- 2 経済産業大臣は計量士の登録をしたときであっても、必ずしも計量士登録証を交付する必要はない。
- 3 計量士は、計量士登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請し、計量士登録証の再交付を受けることができる。
- 4 計量士登録簿は、経済産業省及び都道府県に備える。
- 5 計量士登録証の再交付を受けた者は、失った計量士登録証を発見したときは、遅滞なく、その発見した計量士登録証を経済産業大臣に直接返納しなければならない。

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査を受けることを要しない。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 3 適正計量管理事業所の指定の基準の一つとして、特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること、がある。
- 4 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が計量法第128条に規定する指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）、がある。

問23 計量法第134条第1項に規定する特定標準器等に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第134条（ア）は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を（イ）するための器具、機械若しくは装置を（ウ）するものとする。

（ア） （イ） （ウ）

- | | | |
|----------|----|----|
| 1 経済産業大臣 | 計量 | 指定 |
| 2 経済産業大臣 | 計量 | 校正 |
| 3 経済産業大臣 | 製造 | 指定 |
| 4 指定校正機関 | 計量 | 校正 |
| 5 指定校正機関 | 製造 | 指定 |

問24 経済産業大臣が計量器の校正等の事業を行う者を登録するにあたり、当該登録の申請が適合すべき要件として計量法第143条第2項に二つの要件が規定されているが、次のア～オのうち、その要件として正しいものの組合せを一つ選べ。

- ア 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
- イ 國際標準化機構が定めた品質マネジメントシステムに関する基準に適合すること。
- ウ 國際標準化機構及び國際電氣標準會議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合すること。
- エ 計量器の校正等に使用する特定標準器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合すること。
- オ 計量器の校正等が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合すること。

- 1 ア、ウ
- 2 ア、エ
- 3 イ、エ
- 4 イ、オ
- 5 ウ、オ

問25 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量法第148条第1項に基づく立入検査において、届出製造事業者は立入検査をする職員が行う同項に基づく計量器の検査を拒んだとしても、罰則の適用を受けることはない。
- 2 都道府県知事は、計量法の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告させることができる。
- 3 計量士でない者が、計量士の名称を用いても、罰則の適用を受けることはない。
- 4 都道府県知事は、指定定期検査機関から検査業務の休廃止の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 計量法第148条に基づく立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、要請があった場合に限り、関係者に提示する必要がある。